

# 第 244 回 広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和元年 11 月 20 日(水)14:00～15:00
- 2 場 所 広島県庁北館2階 第1会議室(広島市中区基町 10 番 52 号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 (1)都市計画決定案件 1件  
(2)報告事項 1件
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課施設計画グループ  
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議事録

## 目 次

1 開 会 .....	1
2 議 事 .....	2
(1)第 1 号議案 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて .....	2
(2)報告事項 都市計画区域マスタープランの策定について .....	13
3 閉 会 .....	18

# 1 開 会

開会 14:00

○司会 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第 244 回広島県都市計画審議会を開催いたします。

初めに、審議会を傍聴される方々にお問い合わせ申し上げます。

本日受付にて配布いたしました「傍聴に際しての遵守事項」について遵守していただきま  
すようお願い申し上げます。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまことにありがとうございます。

それでは、まず、皆様にお配りしております資料について確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、

次第

委員名簿

配席表

議案集

別冊 1 「広島県都市計画制度運用方針(案)」

別冊 2 「広島県都市計画制度運用方針(案)補足資料」

別冊 3 「広島県都市計画制度運用方針(案)(実務者用)」

資料 1-1 スライド資料

「第 1 号議案 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて」

資料 1-2 「都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見の対応整理表」

資料 1-3 「第 6 回都市政策部会以降の修正について」

参考資料 1-1 スライド資料

「報告事項 都市計画区域マスタープランの策定について」

参考資料 1-2 「広島圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)」

参考資料 1-3 「備後圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)」

参考資料 1-4 「備北圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)」

参考資料 1-5 「都市計画区域マスタープランの関連資料」

をお配りしております。

資料について不足はございませんでしょうか。

(発言なし)

○司会 よろしいでしょうか。

(発言なし)

○司会 次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、御紹介いたします。

恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

前回の審議会以降で、新たに 4 名の委員の方に御就任いただいております。

審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号「学識経験のある者」からの委員でございますが、広島

商工会議所副会頭 重藤隆文委員に御就任いただいております。

○**重藤委員** 重藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**司会** 続きまして、第2号「関係行政機関の職員」から、広島県警察本部長 鈴木信弘委員に御就任いただいております。

なお、本日は、広島県警察交通部交通規制課課長 黒田知教様に代理で御出席いただいております。

○**鈴木委員(代理:黒田)** よろしく願いします。

○**司会** 続きまして、第3号「市町長を代表する者」から、竹原市長 今榮敏彦委員に御就任いただいております。

○**今榮委員** 竹原市長の今榮でございます。よろしく願いいたします。

○**司会** 続きまして、第5号「市町の議会の議長を代表する者」から、広島市議会議長 山田春男委員に御就任いただいております。

なお、山田委員は、本日は所要により御欠席となっております。

本日の会議時間は約80分を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしく願いいたします。

○**藤原会長** 皆さん、こんにちは。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、第244回の都市計画審議会を始めます。

まず、本日の出席委員でございますが、15名の委員に御出席いただいております。

2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条によりまして、この会は有効に成立していますことを御報告します。

これにより、第244回広島県都市計画審議会を開会いたします。

続いて、議事録署名委員を指名いたします。

今回は、太田委員、富永委員両名にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。

本日は、付議案件が1件、事務局からの報告事項が1件ございます。

## 2 議 事

### (1)第1号議案 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて

○**藤原会長** それでは、まず、第1号議案「広島県都市計画制度運用方針の見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 広島県土木建築局都市計画課長の栢と申します。

第1号議案につきまして御説明させていただきます。

それでは、着座にて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

第1号議案につきましては、広島県都市計画制度運用方針の見直しについてでございます。

す。

広島県都市計画制度運用方針の見直しにつきましては、平成 30 年 2 月の第 239 回都市計画審議会において諮問し、都市政策部会において見直し内容の検討を進めてまいりました。

このたび、都市政策部会において検討していただき、取りまとめました見直し案につきまして、都市計画審議会において御審議いただくものでございます。

説明につきましては、事務局を務めます広島県土木建築局都市計画課よりさせていただきます。

説明は約 35 分を予定しております。

それでは、前方のスクリーンにて説明をさせていただきますので、お手元の資料 1-1 を参考にしながら、ご覧いただければと思います。

本日説明いたします内容は、まず「1 これまでの経緯について」「2 広島県都市計画制度運用方針の案について」「3 第 243 回都市計画審議会やパブリックコメント等における意見及び対応について」でございます。

2 で説明いたします「広島県都市計画制度運用方針」の案につきましては、3 で説明いたします意見及び対応を反映した最終報告となります。

前回の都市計画審議会における中間報告におきまして、運用方針の素案について内容を御説明させていただいたところでございますが、本日は、最終報告となりますので、改めて内容を御説明させていただきます。

それでは、「1 これまでの経緯について」御説明いたします。

これまでの経緯としまして、「広島県都市計画制度運用方針」につきましては、本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の明確で積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、県の都市計画の運用に活用させることを目的に、平成 14 年 3 月に策定いたしました。

しかしながら、その後の都市計画法の改正や、社会情勢の変化などに十分対応できない状況となってきたことから、平成 30 年 2 月に開催いたしました第 239 回都市計画審議会におきまして、「広島県都市計画制度運用方針」の見直し、及び、見直しについて検討する専門部会であります都市政策部会の設置について諮問し、異存ない旨の回答をいただいたことから、見直し作業に着手いたしました。

続きまして、検討組織の体制です。

運用方針の見直しに当たりましては、事務局である県の都市計画課、都市圏魅力づくり推進課が検討資料を作成し、右側にあります庁内組織で構成される都市計画推進協議会や市町担当者会議におきまして総合調整や意見集約を図った後、左側でございます都市政策部会へ資料を提出し、検討を進めてまいりました。

続きまして、これまでのスケジュールでございます。

平成 30 年 2 月に開催いたしました都市計画審議会において諮問したのち、都市政策部

会を5回開催し、検討を重ね、本年7月に開催いたしました第243回都市計画審議会におきまして、「広島県都市計画制度運用方針」の素案について御報告をさせていただきました。

その後、8月26日から9月27日までの約1カ月にわたり、素案についてパブリックコメントを実施いたしました。

その結果、2件の意見提出があったことから、10月に開催いたしました第6回都市政策部会におきまして、意見への対応及び修正案について御検討いただき、「広島県都市計画制度運用方針」の案が決定されたところでございます。

なお、都市政策部会の開催後、事務局において、内容の変更はございませんが、表現等について一部修正が必要だと判断した箇所がございまして、部会長と協議の上、了承を得た後、修正した内容がでございます。

これからの説明におきましては、既に修正した内容で「広島県都市計画制度運用方針」の案について御説明させていただきますとともに、修正内容につきまして後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、「広島県都市計画制度運用方針」の案について御説明いたします。

構成としまして、第1章の「基本的事項」において、運用方針改定の趣旨や位置づけ、対象とする施策の範囲や目標年次等を記載しております。

次に、第2章の「広島県における都市の現状と目指すべき将来像」において、広島県の都市を取り巻く課題と潮流を整理し、都市の目指すべき将来像を記載しております。

次に、第3章の「目指すべき将来像の実現に向けた基本的な考え方」において、都市づくりの基本圏域や都市計画法の適応を受ける区域である都市計画区域、個別の都市計画の方針を示すマスタープラン等につきまして、基本的な考え方を記載しております。

次に、第4章の「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」において、目指すべき将来像の実現に向け、どのような方針を持ち、都市計画制度等を運用していくかを記載しております。

また、本章においては、あわせて、技術革新や都市構造の変化等により、今後の都市計画行政において考えられる課題を記載しております。

次に、「用語解説、参考」といたしまして、運用方針において出てきた用語に関する解説集及び運用方針の改定までの経緯、都市政策部会委員名簿を記載しております。

最後に、別冊の「補足資料」としまして、第4章における「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」のバックデータなどを掲載した資料を添付しております。

次に、各章の目次構成については、スクリーンに示すとおりとなっております。

本日は、時間に限りがございますので、今回の改定の趣旨や運用方針における主要項目として、赤く着色している事項に絞って、詳細を説明いたします。

まず、第1章の「基本的事項」につきましては、「1 改定の趣旨」「2 位置付け」、「4 対象とする区域」「5 目標年次」について御説明いたします。

それでは、「改定の趣旨」について御説明させていただきます。

高度経済成長期の都市への急速な人口や諸機能の集中、市街地の無秩序な外延化といった社会経済情勢を背景に、昭和 43 年に現行の都市計画法が制定されました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展による都市への人口集中の沈静化、郊外への開発圧力の低下、自然的環境や景観の保全・創出に対する意識の高まりなど、これまでの「都市化の時代」から「安定・成熟した都市型社会」への移行という状況に対応するため、平成 12 年に都市計画法の大幅な改正が行われました。

こうした背景を踏まえ、本県におきましては、平成 14 年 3 月に、今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針としまして、「広島県都市計画制度運用方針」を策定し、運用してまいりました。

しかしながら、運用方針の策定以降、都市をめぐる社会経済情勢は大きく変化しております。

例えば、人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから、必要な都市のサービス機能を集約した集約型都市構造への転換が求められております。

また、大規模災害の頻発を背景といたしまして、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限にとどめる都市づくりが喫緊の課題となってきております。

さらに、本県におきましては、インバウンドなどの交流人口が増加傾向にあり、今後も多様な人材をひきつける魅力的な自然的環境や景観等の保全・創出がより一層重要となっております。

こうした都市づくりに求められるさまざまな課題や要請に的確に応えるとともに、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用を推進するため、「広島県都市計画制度運用方針」の見直しを行うものでございます。

次に、こちらの図は、運用方針の位置付けを示したものとなります。

運用方針は、本県の総合計画であります「ひろしま未来チャレンジビジョン」において掲げる目指す姿や実現に向けた視点を踏まえて策定するとともに、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や個別の都市計画の基本方針となります。

市町に対しましては、市町都市計画への技術的助言としまして、市町マスタープランや個別の都市計画などにおける連携と協働を支えていくものとして位置付けております。

続きまして、運用方針が対象とする区域としましては、基本的には、県内 20 市町において指定しております都市計画区域内を対象としまして、都市計画区域とその周辺地域との連携や周辺地域のまちづくりなど、一部の方針については県全域を対象としております。

また、目標年次としまして、おおむね 20 年後を目標とする都市づくりの方向性を定めるものとなります。

次に、第 2 章の「広島県における都市の現状と目指すべき将来像」につきましては、「2

広島県の都市を取り巻く課題と潮流」「3 広島県における都市の目指すべき将来像」について御説明いたします。

広島県における都市の目指すべき将来像を設定するに当たり、まず、左側に示しております「都市構造の視点」「国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点」「県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点」、この三つの視点から、右側に示しております広島県の都市における課題・潮流を整理しております。

例えば、赤色で示しております「都市構造の視点」におきましては、課題・潮流としまして、右側に示す「低密度に拡散した市街地」「中山間地域などにおける既存集落の居住環境」「情報通信技術の発展」という3点を整理しております。

次に、整理した都市を取り巻く課題・潮流から、右側に示しております「コンパクト＋ネットワーク型の都市」「活力を生み出す都市」「魅力あふれる都市」「安全・安心に暮らせる都市」「住民主体のまちづくりが進む都市」の五つの将来像を設定いたしました。

具体的には、一番上にあります、緑色で示しました「コンパクト＋ネットワーク型の都市」とは、急激な人口減少や高齢化の進展に対応した、歩いて暮らせる、働ける、多様性に満ちた都市を、次の赤色で示した「安全・安心に暮らせる都市」とは、誰もが健康で安心して暮らしていける、強くてしなやかな都市を、黄色で示しました「活力を生み出す都市」とは、県内外の企業や人々から魅力ある地域として選ばれ、本県が持続的に成長するための都市を、青色で示しました「魅力あふれる都市」とは、国内外の多くの人々が「訪れたい」「住みたい」「働きたい」と思えるような、広島らしい都市的魅力と豊かな自然・緑にあふれた都市を、そして、最下段にあります、灰色で示した「住民主体のまちづくりが進む都市」とは、住民と企業などが主体性を持って行政と連携し、まちづくりや維持管理、地域経営に積極的に関わる都市を目指すものでございます。

次に、第4章「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」につきまして、第2章において設定しました都市の目指すべき将来像ごとに、将来像の実現に向けてどのような都市計画制度などを運用していくかという運用方策を記載しております。

本章につきましては、「1 将来像の実現に向けた施策の基本方針」「2 将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」、以上につきまして御説明させていただきます。

まず、五つの将来像を実現するに当たりまして、施策の基本方針を検討し、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」を実現するに当たり、七つの基本方針を設定いたしました。

幾つかの詳細を御説明いたしますと、「①市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導」としまして、立地適正化計画の活用により、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、居住や都市機能の誘導を図るなど、市街地の適切な密度の確保や日常生活サービスを効率的に提供するための取り組みを促進することを掲げております。

次に、「②市街化調整区域における開発許可制度の適切な運用」としまして、これまでの開発の緩和制度について、市町の実情に応じた必要最低限の運用を図るなど、都市のスプロール化を抑制するための取り組みを推進することを掲げております。

次に、「安全・安心に暮らせる都市」を実現するに当たりまして、六つの基本方針を設定いたしました。

例えば「①自然災害に強い土地利用の規制・誘導」としまして、長期的には、市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難体制の整備などにより、安全・安心に暮らせる環境の整備を促進することを掲げております。

同様に、他の三つの将来像につきましても、「活力を生み出す都市」及び「魅力あふれる都市」につきましてもは四つの基本方針を、「住民主体のまちづくりが進む都市」につきましてもは一つの基本方針をそれぞれ設定いたしました。

次に、基本方針を踏まえ、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の実現に向けた運用方策について、緑色の枠で示しております 11 のテーマ別に、運用方策を整理いたしました。

本日は、この中から、近年の社会情勢等を踏まえ、現行の運用方針から大幅に修正した箇所や、追加した箇所などにつきまして御説明させていただきます。

「市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導」につきまして、現状としましては、戦後の人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、郊外開発が進んで市街地が拡大してきたものの、急速な人口減少が見込まれる現状におきまして、拡散した市街地のまま居住が低密度化することにより、一定の人口密度により支えられてきました医療・教育・商業などの生活サービスの提供が困難になりかねない状況でございます。

また、災害のおそれのある土地の区域の調査や指定が進み、災害リスクの高い区域におきまして都市的土地利用が行われている状況が明らかになってきており、災害リスクの低い区域へ居住を誘導することが求められております。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、立地適正化計画において都市機能や居住が集積している市町の中心拠点や地域の生活拠点、市町村合併前の旧市町村の中心部などを拠点として位置付けるとともに、居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定し、区域内に居住や都市機能を誘導することで、長期的に都市の集約化を図ること、また、居住誘導区域や都市機能誘導区域につきましては、災害リスクの高い区域を含めないこととし、災害リスクの低い区域への居住や都市機能の誘導を図ることを記載しております。

次に、「市街化調整区域への編入」についてでございます。

現状としまして、土砂災害特別警戒区域などの指定が進んでいることにより、市街化区域にも災害の発生のおそれのある土地の区域が含まれている現状が明らかになっており、こうした区域につきましては、市街化調整区域への編入を検討する必要があります。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合については、農業上の土地利用などにも十分留意しつつ、安全な暮らしを確保していくために、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方として、県内市町と連携の上、



段階的な市街化調整区域への編入について検討すること、また、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域につきましては、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行うことを記載しております。

次に、「安全・安心に暮らせる都市」の実現に向けた運用方策について、赤枠で示します五つのテーマ別に、運用方策を整理いたしました。

この中で、「災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限」についてでございます。

現状としまして、平成 30 年 7 月豪雨による災害では、災害リスクの高い区域において甚大な被害が生じており、土砂災害による死者の約 9 割が土砂災害警戒区域などの危険箇所にて被災しております。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、災害リスクの高い区域は都市的土地利用を抑制していくこととし、具体的には、市街化調整区域への編入や立地適正化計画の策定などにより、中長期的な観点から、災害リスクの高い区域から災害リスクの低い区域への居住を誘導する取り組みを促進し、災害リスクの低い区域へ市街地を形成することを基本的な考え方とすること、また、災害リスクの高い区域につきましては、特に、住居系用途を目的とした開発・建築行為の制限を検討することを記載しております。

次に、「活力を生み出す都市」の実現に向けた運用方策につきまして、黄色の枠で示しております七つのテーマ別に、運用方策を整理いたしました。

この中で、「市街化調整区域における地区計画の適切な運用」につきまして、現状としましては、産業振興や雇用確保のため、企業誘致を促進する必要がありますが、立地条件のよい高速道路インターチェンジ付近の土地の多くが、厳しい土地利用規制がかかっている市街化調整区域に位置しており、産業用地を確保する上での支障となってきました。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、市街化調整区域にある高速道路インターチェンジ付近などの企業誘致を行う上で立地条件の良い、まとまった土地におきましては、地域の産業振興や雇用創出を図るため、地区計画の活用により計画的な市街地形成を推進することを記載しております。

次に、「魅力あふれる都市」の実現に向けた運用方策についてでございます。

青枠で示しております四つのテーマ別に、運用方策を整理いたしました。

この中で、「エリアマネジメントによる継続的な都市づくり」につきまして、現状としましては、県内でもエリアマネジメントの取り組みが始まっておりますが、活動の普及には初期段階におけるまちづくりを行う人材の不足や活動資金の調達などの課題があります。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、県や市町は、エリアマネジメント団体の立ち上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など技術的な支援を行うことで、エリアマネジメント団体による地域の仕組みや財産などを活用したまちづくりの促進を図ること、また、まちづくりを継続的に行うためには、エリアマネジメント活動を行うための安定した財源の確保が必要となるため、地域再生エリアマネジメント負担金制度、いわゆる BID 制度などの活用

について検討することを記載しております。

次に、「住民主体のまちづくりが進む都市」の実現に向けた運用方策についてでございます。

灰色の枠で示します五つのテーマ別に、運用方策を整理いたしました。

この中で、「提案制度の活用」についてでございます。

現状といたしまして、市町において都市計画に関するホームページなどで情報発信は行っているものの、地域においてまちづくりの知識を有する人が少ないことなどもあり、住民や民間団体などが主体となった都市計画提案が活用された事例は少ない状況でございます。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、まちづくりの主導権を住民などが持ち、地域のニーズや実情に応じた住民主体のまちづくりが促されるよう、都市計画提案制度に関する積極的な情報発信や専門家の派遣などを推進することを記載しております。

なお、これまで御説明しましたように、将来像ごとに運用方策を記載しておりますが、都市政策部会におきまして「都市計画を知っている人にとっては少しわかりにくいものとなっていないか」という御意見をいただいたことから、都市計画制度の運用方策の各項目を10の取り組みテーマ別に取りまとめました実務者用の冊子を、案とは別に作成しております。

こちらの資料につきましては、本日お手元にも、付議案における別冊3としてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、第243回都市計画審議会やパブリックコメント等における意見及び対応について御説明をいたします。

なお、説明につきましては、お手元にお配りしております資料1-2、資料1-3及び付議案の別冊1を用いて説明させていただきます。

初めに、資料1-2をお手元に御用意ください。

第6回都市政策部会では、目次に記載しております第243回都市計画審議会における意見、パブリックコメントにおける意見、福山市からの意見、第5回都市政策部会における意見について、事務局の考えを説明し、修正案について御検討いただきました。

意見及び修正内容につきまして概要を説明しますので、1ページをご覧ください。

前回の第243回都市計画審議会においていただきました御意見として、市街化調整区域への編入について、「県土の安全な暮らしを確保していくため」といった表現や「農業は都市生活の上でも重要な観点であるため、農業上の土地利用に留意する」といった表現を追加してはどうかという御意見がございました。

この意見への対応につきましては、御指摘を踏まえ、市街化調整区域への編入にあたり、「安全な暮らしを確保」「農業上の土地利用への配慮」といった表現を追加いたしました。

続きまして、2ページをご覧ください。

パブリックコメントにおいていただきました御意見について、説明いたします。

パブリックコメントにおいては、2件の意見をいただきました。

なお、御意見につきましては、いただいた文面のまま載せております。

まず、1 件目の御意見でございます。

「市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用」に関して、「地域の産業の活性化を図るためには、高速道路 IC 周辺などにおける新たな開発だけでなく、既存ストックを有効活用できるよう、既存工業地の周辺においても、柔軟に開発許可の基準の見直しなどを行う地区に含めてもらいたい。」とのことでした。

この意見への対応としましては、御指摘のとおり、既存ストックの有効活用だけでなく、地域の産業振興や雇用確保の観点においても、既存工業地の維持や活性化を図ることは重要であるため、既存工業地周辺に係る記載を追加いたしました。

また、既存工業地周辺における開発は、開発許可の基準の見直しのほかにも、地区計画制度の活用が考えられることから、地区計画制度に係る記載をあわせて追加いたしました。

続きまして、3 ページをご覧ください。

次に、2 件目の意見についてでございます。

上から 6 行目から、「きちんと開発されなくて市街化調整区域のまま町になってしまい、子供が遊ぶ公園も近くなる、細い道や抜け道のように使われる危険な道が通学路になっていたり、非常に残念な都市づくりが見受けられます。ぜひ、公園、通学路、自転車道路、ベビーカーなども通れる歩道など考えられた都市づくりが当たり前になるように方針を立てていただきたいと思っております。」とのことでした。

この御意見への対応としまして、公園の整備に関する方針につきましては、「魅力あふれる都市」という将来像の実現に向けた運用方策において、「都市のオープンスペースの確保と有効活用」という項目として、「公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観の形成、健康・レクリエーションなどの様々な機能を有しており、この機能を担保するため、歩いて行ける身近な公園や広域的なレクリエーション需要に対応した公園など、計画的な整備を推進する。また、人々が集う市街地においては、公園・緑地、歩道などのオープンスペースを、イベントやオープンカフェなどとしての活用を推進する。」を追加し、内容の充実を図りました。

続きまして、8 ページをご覧ください。

第 5 回都市政策部会においていただいた御意見につきまして、御説明いたします。

意見趣旨としまして、「今回の改定では、都市計画が土地利用のコントロールから、土地の活用へと従来の発想が転換したことが重要なメッセージなので、サブタイトルに入れたらどうか。」という意見をいただいております。

この御意見への対応としまして、事務局において四つの案を提示させていただき、都市政策部会において、案 1「拡大から集積へ、未来へつながる広島らしい都市構造への転換」に決定いたしました。

なお、サブタイトルにつきましては、別冊 1 の表紙の右下に表記しております。

資料 1-2 に戻っていただき、5 ページをご覧ください。

こちらは、福山市長から都市計画審議会会長宛で提出のありました意見書への対応となっております。

都市政策部会におきまして、お配りしている資料のとおり、福山市からの意見への対応について了承を得ましたが、その後、事務局におきまして、事務局の考え方について、その趣旨が伝わりやすいよう表現の修正が必要だという判断をいたしました箇所がございまして、部会長と協議の上、了承を得て修正した内容がございます。

その内容について御説明しますので、資料 1-3 を御用意ください。

1 ページをご覧ください。

福山市からいただいた意見としましては、3 点の意見がございました。

まず、1 点目といたしまして、「県民の生命財産に係る「がけレッド等」は、県が指定し、建築制限までかけている区域です。市街化区域は市街化を促進する区域であり、その内にある「がけレッド等」を逆線引きするかどうかは、県がまず基本的な方針を示すべきと考えます。」という御意見をいただきました。

この御意見に対する事務局の考えとして、都市政策部会におきましては、別冊 1「広島県都市計画制度運用方針」の案 48 ページ、「(e)市街化調整区域への編入」において方針を明確にしているとの説明をいたしました。

しかしながら、部会開催後に、事務局におきまして、事務局の考え方について趣旨が伝わりやすいよう、運用方針において記載している基本方針を先に示してはどうかと考えまして、運用方針案の 44 ページの基本方針において、「長期的には、市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなど、安全・安心に暮らせる環境の整備を促進する。」ことを記載している旨を追加することとしました。

また、基本方針に基づいた運用方策としまして、「広島県都市計画制度運用方針」の案 48 ページ、「(e)市街化調整区域への編入」の項目におきまして、「市街化調整区域に編入することを基本的な考え方」とすることを明記し、これを読まれた方に、基本方針がわかりやすくなるように、表現を修正いたしました。

続きまして、資料 1-3 の 2 ページをご覧ください。

2 点目の御意見としまして、「その上で、市町が地域の実情等を勘案し、それに対する修正案を申し出て、県が都市計画を作成することが本来のあるべき姿であると考えます。」という御意見をいただきました。

この意見に対する事務局の考えとしましては、「県と市町が連携して次のとおり進めます。」とし、実際に市街化調整区域に編入する箇所については、①に示す基本方針に基づき、地域の実情を最も把握している市町からの対象箇所の提案を踏まえて、県が都市計画の案を作成いたします。

このことにつきましては、都市政策部会におきましても、県が定める都市計画についても、市町からの提案を受けて都市計画の案を作成することを事務局の考えとして説明しており、内容が変わるものではございません。

続きまして、3点目の意見といたしまして、「県が示されているスケジュールによれば、がけレッド等の逆線引きは、2022年(令和4年)の総合見直しによらず、2026年(令和8年)の随時見直しで行うと聞いています。いつ、土砂災害等が発生するかわからない中、市街化区域の中に存するがけレッド等の決定を2026年(令和8年)まで先延ばしするのではなく、2022年(令和4年)の総合見直しで一体的に実施するべきだと考えます。」という御意見をいただきました。

この御意見に対する事務局の考えとしましては、市町からの意見を踏まえ、総合見直しの時期は次のとおりです。

行政主導で、市街化区域内で災害リスクの高い区域を抽出し、市街化調整区域に編入することは、私権に影響することから、慎重に検討を行う必要があり、他市町からの意見も踏まえ、予算措置や広報、地元調整等の理由により、令和4年に一体的に実施することが難しい状況にあります。

所有者等からの要望や市町から申し出による場合は、令和4年の総合見直しに向けて、都市計画手続きを進めます。

早期に災害リスクの高い区域を市街化調整区域に編入できるよう、引き続き、市町と意見交換を重ねながら取り組みを進めます。

このことにつきましては、都市政策部会におきましても同様の説明をさせていただいており、内容が変わるものではございません。

以上にて、第1号議案 広島県都市計画制度運用方針の見直しについての説明を終わります。

○藤原会長 それでは、ただいま御説明いただきました議案の審議をいたします。

内容につきまして何か御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

○藤原会長 特にございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原会長 特にないようですので、第1号議案につきましては原案どおりと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤原会長 御異議ございませんので、第1号議案につきましては原案どおりといたします。

議案については以上でございます。

## (2)報告事項 都市計画区域マスタープランの策定について

○**藤原会長** 続きまして、報告事項 都市計画区域マスタープランの策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 続きまして、都市計画区域マスタープランの策定について御説明いたします。  
着座にて説明させていただきます。

参考資料 1-2 をご覧ください。

参考資料 1-2 は、広島圏域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。

「都市計画区域マスタープラン」は、正式名が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となります。

資料は、本日御報告する範囲について、取りまとめたものをお配りさせていただいております。

同様に、参考資料 1-3 は備後圏域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で、参考資料 1-4 は備北圏域のもの、そして参考資料 1-5 は都市計画区域マスタープランの関連資料でございます。

内容につきまして、スライドにて説明をさせていただきますので、前方のスクリーンをご覧ください。

本日は、区域マスタープランの制度や検討体制、策定スケジュールについて御説明させていただいた上で、新たな区域マスタープランの検討状況につきまして報告をさせていただきます。

初めに、区域マスタープランの制度について御説明いたします。

「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画法第 6 条の 2 により県が策定するもので、三つの事項について定めることとされております。

一つ目としまして「都市計画の目標」を、二つ目としまして「区域区分の決定の有無及びその方針」を、三つ目としまして「主要な都市計画の決定の方針」を定めることとされております。

次に、区域マスタープランの策定に向けた検討は、スクリーンにお示ししております体制で進めてまいります。

事務局は都市計画課が務めてまいります。

庁内組織で構成しております「都市計画推進協議会」におきまして、県庁各部局と調整を行ってまいります。

また、市町と県の建設事務所・支所で構成しております「圏域内調整会議」におきまして、各市町と調整し、あわせて国の関係機関とも協議した上で、その案を作成してまいります。

途中、当審議会におきまして中間報告を行わせていただき、最終的には、諮問・答申を経て、「都市計画区域マスタープラン」を策定することとしております。

策定スケジュールについて御説明いたします。

今年度は、関係機関との協議を行いながら検討を進め、2月の当審議会に素案を報告させていただきます。

翌令和2年度には、公聴会の開催などの手続きを経まして、11月の審議会において諮問させていただきます予定としております。

続きまして、新たな区域マスタープランの策定に向けた検討状況について御説明させていただきます。

新たな区域マスタープランの目次構成について、御説明いたします。

目次構成は、現行の区域マスタープランの構成を基本としまして、新たに必要な事項を追加して、構成しております。

第1章 基本的事項

第2章 広島県における都市の目指すべき将来像

第3章 都市計画の目標

第4章 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

第5章 主要な都市計画の決定の方針

第6章 各都市計画区域における課題と方針

以上の構成で検討してまいります。

本日は、この中で、赤で囲んだ部分につきまして主に御報告をし、その他のものにつきましても概略を御報告させていただきます。

まず、第1章「基本的事項」について御説明いたします。

第1章では、「基本的事項」として、第1節で「都市計画区域マスタープランの役割・位置づけ」、第2節で「都市づくりの基本圏域」、第3節で「策定の対象範囲」、第4節で「目標年次」について定めます。

まず、第1節の「区域マスタープランの役割・位置づけ」について御説明いたします。

区域マスタープランの役割は、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくものです。

また、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針や、主要な都市計画の決定の方針など、基本的な方針を示すものであり、広域的・根幹的な内容を中心に、広域的課題の市町間の調整を図る指針としての役割を担います。

続きまして、区域マスタープランの位置づけについて御説明をいたします。

区域マスタープランは、「広島県都市計画制度運用方針」に基づき、県が策定するものです。

市町が策定する市町マスタープランは区域マスタープランに即して定めることとなり、個別の都市計画はマスタープランや立地適正化計画に即して定めることとなります。

続いて、第2節「都市づくりの基本圏域」について御説明いたします。

都市づくりの基本圏域の考え方は、先ほど御審議いただいた「都市計画制度運用方針」の案では、「都市計画区域マスタープランより市町マスタープランの対象が広域である状態

を解消するとともに、広域的な都市づくりをより一層推進するため、広域都市づくりの 3 つの圏域ごとに、都市計画区域外も含め、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定する。」としております。

この考え方にに基づきまして、通勤や通学などの日常生活における結びつきや、土地利用基本計画などの上位計画との整合性を踏まえ、3 圏域で設定しております。

この圏域単位で都市計画区域マスタープランを策定してまいります。

続いて、第 3 節「策定の対象範囲」について御説明いたします。

「広島圏域マスタープラン」では、8 市 7 町からなります広島圏域が対象範囲となります。

この圏域では、12 カ所の都市計画区域が指定されております。

圏域の面積は、行政区域全域が対象で、43 万 2431 ヘクタールとなります。

人口は 198 万 8121 人でございます。

なお、都市計画区域のみの面積としましては 15 万 1916 ヘクタール、人口は 186 万 6798 人でございます。

続いて、「備後圏域マスタープラン」は、4 市 2 町からなります備後圏域が対象範囲となります。

この圏域では、6 カ所の都市計画区域が指定されております。

圏域の面積は、行政区域全域が対象で、21 万 3067 ヘクタールとなります。

人口は 76 万 5254 人でございます。

なお、都市計画区域のみの面積としましては 7 万 705 ヘクタール、人口は 68 万 5505 人でございます。

続きまして、「備北圏域マスタープラン」は、2 市からなる備北圏域が対象範囲となります。

この圏域では、4 カ所の都市計画区域が指定されております。

圏域の面積としましては、行政区域全域が対象となり、20 万 2463 ヘクタールとなります。

人口は 9 万 615 人でございます。

なお、都市計画区域のみの面積は 1 万 6692 ヘクタールで、人口は 5 万 1772 人でございます。

続いて、第 4 節「目標年次」について御説明いたします。

区域マスタープランでは、各圏域の長期的な発展の方向を踏まえ、最新の国勢調査が行われた平成 27 年を基準年次としまして、策定からおおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね 10 年以内の各々の都市計画の整備目標を定めます。

このため、新たな区域マスタープランの目標年は、策定からおおむね 10 年後の令和 12 年としております。

続いて、第 2 章「広島県における都市の目指すべき将来像」について御説明いたします。

第 2 章では、「都市計画制度運用方針」の案で定めております「広島県の都市を取り巻く課題と潮流」「広島県における都市の目指すべき将来像」について記載しています。

続いて、第 1 節「広島県の都市を取り巻く課題と潮流」について御説明いたします。



「都市計画制度運用方針」の案では、急速に進む人口減少や大規模化する自然災害といった社会環境の変化を背景に、「都市構造の視点」「国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点」「県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けられるための視点」の三つの視点から、11項目の課題と潮流を整理して将来像を定めております。

第2節「広島県における都市の目指すべき将来像」について御説明いたします。

広島県の都市を取り巻く課題と潮流を踏まえ、「都市計画制度運用方針」の案では、広島県における都市の目指すべき将来像としまして、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」を再構築し、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていく、と定めております。

続きまして、第3章「都市計画の目標」でございますが、ここでは、第2章でお示しました広島県全体の目指すべき将来像を踏まえ、圏域ごとの都市計画の目標を検討してまいります。

内容については現在検討中ではございますが、目次構成について御説明いたします。

第3章では、第1節で「圏域の現状と課題」、第2節で「圏域の目指すべき将来像」、第3節で「都市計画の目標」、第4節で「将来都市構造」について定めてまいります。

続いて、第4章「区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」について御説明いたします。

この中で、第2節「区域区分の方針」については現在検討中でございます。

第1節の「区域区分の有無」についてのみ、検討内容を御報告させていただきます。

まず、区域区分の制度についてでございますが、「区域区分」とは、都市の土地利用の根幹にかかわる重要な都市計画であり、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することでございます。

区域区分を有する都市計画区域を「線引き都市計画区域」と呼んでおります。

市街化区域では、道路・公園・下水道などの公共施設の整備を優先的に進め、計画的に良好な市街地の形成を図ることとしておりまして、一方で、市街化調整区域では、農地などの保全を優先し、市街化を抑制することとしております。

広島県における区域区分の現状でございますが、広島県では、先ほど述べました現在22の都市計画区域を指定しておりますが、そのうち、広島圏都市計画区域、東広島都市計画区域、備後圏都市計画区域の3区域について区域区分を設けております。

区域区分についての「都市計画制度運用方針」の案での考え方を御説明いたします。

「都市計画制度運用方針」の案では、「無秩序な市街地の拡大による環境悪化を抑制し、集約型都市構造に向けた都市づくりを進める上で有効な手段であるため、線引き都市計画区域では、原則として区域区分を堅持する。」としております。

「都市計画制度運用方針」での考え方を踏まえ、「区域区分の有無」について御説明いたします。

現在、区域区分を設けております線引き都市計画区域である広島圏都市計画区域、東広島都市計画区域、備後圏都市計画区域の 3 区域では、引き続き区域区分を堅持いたします。

その他の非線引き都市計画区域におきましては、区域区分の設定を検討するほどの著しい都市の成長性は有していないと推察されますので、用途地域などの活用によりまして土地利用のコントロールが可能であると考えられることから、区域区分を定めないことといたします。

広島県の各都市計画区域を現在スクリーンに示しております。

線引き都市計画区域であります広島圏都市計画区域、東広島都市計画区域、備後圏都市計画区域を濃い着色の区域で示しており、その他の非線引き都市計画区域は薄い着色の区域で示しております。

区域区分の方針では、線引き都市計画区域を対象にしまして、10年後(令和12年)の人口や産業の見通しを示した上で、将来必要な市街化区域の規模を定めてまいります。

なお、基準年(平成27年)時点の市街化区域面積の規模でございますが、広島圏都市計画区域では2万4757ヘクタール、東広島都市計画区域では2736ヘクタール、備後圏都市計画区域では1万4213ヘクタールとなっております。

続きまして、第5章「主要な都市計画の決定の方針」でございますが、内容につきましては現在検討中ではございますが、目次構成について御説明いたします。

第5章では、現行の区域マスタープランで定めてきた項目を基本といたしまして、第1節で「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、第2節で「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」、第3節で「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」、第5節で「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」、第6節で「歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針」を定めまして、これに加えて、広島県の目指す将来像を実現させるために必要な項目としまして、第4節で「安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針」、そして最後の第7節で「住民主体のまちづくりに関する方針」を定めてまいります。

最後に、第6章「各都市計画区域における課題と方針」について御説明いたします。

この章では、第5章までに示してまいりました圏域全体の方針に加えまして、各区域単位で特記事項として定めるべき都市計画の決定の方針などを、区域ごとに定めてまいります。

以上、区域マスタープランの検討状況についての御報告を終わらせていただきます。

区域マスタープランにつきましては、次回、2月の都市計画審議会で素案を御報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

○藤原会長 よろしいですかね。

(質問・意見なし)

○藤原会長 特にないようですので、報告事項を終わります。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

ありがとうございました。

事務局にお戻します。

### 3 閉 会

○司会 それでは、委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

次回の審議会は来年2月を予定しております。

議案や日程等を調整次第御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 15:00

第244回広島県都市計画審議会委員名簿

R1. 11. 20 現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

出欠	氏名	役職名	摘要
○	しげ とう たか ふみ 重 藤 隆 文	広島商工会議所副会頭	令和元年9月11日就任  会長 会長代理
○	すぎ はら かず み 杉 原 数 美	広島国際大学教授	
	わた なべ かず なり 渡 邊 一 成	福山市立大学教授	
○	ふじ わら あき まさ 藤 原 章 正	広島大学教授	
○	にし な だい さく 西 名 大 作	広島大学教授	
○	おお た いく こ 太 田 育 子	広島市立大学教授	
○	むら た わ か よ 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授	
○	はら だ ひろ こ 原 田 弘 子	内閣官房地域活性化伝道師	

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	役職名	摘要
○	みず たに まこと 水 谷 誠	中国地方整備局長	令和元年11月6日就任
○	おお うら ひさ のり 大 浦 久 宜	中国四国農政局長	
	ど ひ ゆたか 土 肥 豊	中国運輸局長	
○	すず き のぶ ひろ 鈴 木 信 弘	広島県警察本部長	

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	いま え とし ひこ 今 榮 敏 彦	竹原市長	令和元年8月22日就任
	よし だ たか ゆき 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	役職名	摘要
○	う だ しん 宇 田 伸	県議会議員	
	き ど つね ひろ 城 戸 常 太	〃	
	おか ざき てつ お 岡 崎 哲 夫	〃	
○	とみ なが けん ぞう 富 永 健 三	〃	
	まつ おか ひろ みち 松 岡 宏 道	〃	
○	なか はら こう じ 中 原 好 治	〃	
○	た がわ じゅ いち 田 川 寿 一	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	やま だ はる お 山 田 春 男	広島市議会議長	令和元年9月11日就任
	なか むら たけ ひろ 中 村 武 弘	府中町議会議長	